

社会福祉法人桜コミュニティ 役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

- 第1条 この規程は、社会福祉法人桜コミュニティ（以下「当法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 前項に定める者のほか、評議員選任・解任委員会運営規程第6条の規定並びに苦情対応規程第11条の規定に基づく評議員選任・解任委員会委員並びに第三者委員の報酬等に関してもこの規程を適用するものとする。

(用語の定義)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員、評議員選任・解任委員並びに第三者委員（以下「委員会委員」という。）と併せて役員等という。
 - (2) 常勤の理事とは、理事のうち、当法人を主たる勤務場所とする常勤の者をいう。
 - (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
 - (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務の執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
 - (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

- 第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。
- ただし、当法人に対し、報酬等の支給を要しない旨の申し出を行った役員等並びに当法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては報酬等は支給しない。
- (1) 非常勤の役員 報酬
 - (2) 評議員 報酬
 - (3) 委員会委員 報酬

(報酬等の額の算定方法)

- 第4条 非常勤の役員に対する報酬の額及び各年度の総額は別表第1に定める額とする。
- 2 評議員に対する報酬の額及び各年度の総額は別表第2に定める額とする。
 - 3 委員会委員に対する報酬の額は別表第3に定める額とする。
 - 4 理事会及び評議員会並びに評議員選任・解任委員会において、決議の省略の方法により行った場合の報酬の額は、各別表において定められた額の2分の1の額とする。
 - 5 各会議或いはその他の法人・施設業務が、同一日に重複して行われる場合は、1日の報酬として算定し重複しての支給は行わない。

(報酬等の支給方法)

第5条 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など、法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

2 委員会委員に対する報酬は、評議員選任・解任委員会への出席の都度、また、苦情対応規程において第三者委員が行うものとして規定された業務を行った都度、支給する。

3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(費用弁償)

第6条 役員等が当法人施設内において会議等に参加する場合或いは当法人・施設の業務のために出勤した場合の費用弁償については支給しない。

また、職務の遂行に当たって出張する場合には、費用として社会福祉法人桜コミュニティ旅費規程により旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって、旅費以外の費用を要する場合は、当該費用の実費額を支給する。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 本規程は、平成29年6月1日から施行する。

本規程は、平成30年5月9日一部改正、同日より施行する。

本規程は、令和3年4月1日一部改正、同日より施行する。

本規程は、令和3年9月30日（評議委員会の決議の日）から施行する。

別表第1（非常勤の役員の報酬等）

（1）理事（報酬総額 500,000円）

業 務 種 別	報 酬 額
理事会等会議への出席	1回 10,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	1日 10,000円

（2）監事（報酬総額 100,000円）

業 務 種 別	報 酬 額
理事会への出席	1回 10,000円
評議員会への出席	1回 10,000円
監事監査業務（事業報告・決算）	1回 10,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	1日 10,000円

別表第2（評議員の報酬）（報酬総額 500,000円）

業 務 種 別	報 酬 額
評議員会への出席	1回 10,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	1日 10,000円

別表第3（委員会委員の報酬）

業 務 種 別	報 酬 額
委員会への出席・苦情対応業務のための出勤	1回 10,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	1日 10,000円